

山陽小野田市電子入札システム導入及び運用管理業務  
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、山陽小野田市（以下「本市」という。）の入札・契約業務における公平性・透明性の確保の一層の促進、利便性の向上と事務の効率化を図るためのシステムサービスの提供を受けるにあたり、公募型プロポーザル方式により受託者を選定することを目的とするものであり、その選定に際し必要な事項を定めたものである。

2. 業務概要

(1) 業務名

山陽小野田市電子入札システム導入及び運用管理業務

(2) 業務内容

「山陽小野田市電子入札システム導入及び運用管理業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

① 電子入札システム導入業務1（環境構築、職員操作教育）

契約締結の日から令和6年11月30日まで

② 電子入札システム導入業務2（実証実験、入札参加事業者向け説明会）

令和6年10月1日から令和7年1月31日まで

③ 電子入札システム運用管理業務（システムの運用、保守）

令和7年1月1日から令和12年3月31日まで（63 か月）

(4) 提案上限額

35,190,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

【内訳】

・電子入札システム導入業務1及び2の費用の上限（令和6年度）

3,190,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

・電子入札システム運用管理業務の費用の上限

（令和6年度～令和12年度（63 か月））

32,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 提案上限額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものであり、上記提案上限額を超えて提案することはできないものとし、上記提案上限額を超えて提案を行ったものは失格とする。

3. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) この公募の日から当該契約の日までの間のいずれの日においても、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) この公募の日において山陽小野田市物品の調達等競争入札参加者の資格を有し、次の営業種目に登録されていること。
  - ・種目Ⅰ「18:コンピュータサービス」
  - ・種目Ⅱ「1:システムの設計・開発」及び「2:システムの保守・維持・運用管理」
- (3) この公募の日から当該契約日までの間のいずれの日においても、本市の指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)
- (5) 参加希望者が法人、団体等であるときは、そのものに係る市税及びその代表者に係る本市の市税に滞納がないこと。参加希望者が個人であるときは、その者に係る本市の市税の滞納がないこと。
- (6) 山陽小野田市暴力団排除条例(平成23年山陽小野田市条例第18号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (7) JIS Q 15001 に基づくプライバシーマーク使用承諾又は、JIS Q 27001 (ISO/IEC27001)に基づく情報セキュリティマネジメントシステム適合評価制度の認証を受けていること。
- (8) この公募の日において、電子入札コアシステム開発コンソーシアム正会員又は賛助会員であること。
- (9) コアシステムを利用した電子入札システムの導入実績又はシステムサービス提供業務の実績があること。

#### 4. 選定スケジュール

- (1) 実施要領等の公表…令和6年5月8日
- (2) 質問提出期限…令和6年5月13日
- (3) 質問に対する回答…令和6年5月16日
- (4) 参加申込書提出期限…令和6年5月20日
- (5) 企画提案書の提出期限…令和6年5月31日
- (6) プレゼンテーション…令和6年6月7日※
- (7) 選定結果の通知…令和6年6月14日※
- (8) 契約締結…令和6年6月17日※

※印の付いた日程については、予定であり変更することがある。

#### 5. プロポーザル参加申込書の提出

- (1) 提出期限

令和6年5月20日(月)午後5時まで(必着)

(2) 提出先

山陽小野田市監理室

(3) 提出方法

持参または郵送

※持参の場合は、午前8時30分から午後5時まで(閉庁日を除く)。

※郵送の場合は、一般書留又は簡易書留とする。

(4) 提出書類

① 参加申込書(様式第1号)

② 会社概要(パンフレット等でも可)

③ プライバシーマーク使用許諾又は情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度の認証の写し

④ 電子入札コアシステム開発コンソーシアム正会員又は賛助会員であることを証明できる書類

⑤ 市税に係る調査同意書(様式第2号)

⑥ 同種業務の受注実績調書(様式第3号)

(5) 提出部数

1部

6. 質問及び回答

質問がある場合は、質問書(様式第4号)を提出すること。

※原則、電話及び口頭による質問には回答しない。

(1) 提出期限

令和6年5月13日(月)17時15分まで(必着)

(2) 提出先

山陽小野田市監理室

(3) 提出方法

電子メール、FAX又は持参

(電子メール又はFAXで提出した場合は、必ず「12. 問合せ先」に電話し、質問書が届いていることを確認すること。)

(4) 回答方法

令和6年5月16日(木)までに市ホームページで公表する。

なお、回答の内容は、この要領、仕様書等を追加又は修正したものとして取り扱う。

7. 企画提案書等の提出

仕様書及び次の(1)から(8)に基づき企画提案書を作成し提出すること。

(1) 提出期限

令和6年5月31日(金)17時まで(必着)

(2) 提出先

山陽小野田市監理室

(3) 提出方法

持参または郵送

※持参の場合は、午前8時30分から午後5時まで(閉庁日を除く)。

※郵送の場合は、一般書留又は簡易書留とする。

(4) 提出書類

- ① 企画提案書(様式第5号)
- ② 機能要件確認一覧(様式第6号)
- ③ 見積書(任意様式)

(5) 提出部数

10部、電子データ1部

※電子データは、ファイル形式は指定がある場合を除き「Adobe 社 PDF」とし、CD-Rに保存して提出すること。

(6) 企画提案書記載事項

- ① 本業務全体に対する基本的な考え方
- ② システムの概要
- ③ 本業務の実施体制及び業務実施スケジュール
- ④ システム導入業務に係る提案
- ⑤ システム運用、保守等に係る提案
- ⑥ その他の提案

(7) 企画提案書等作成上の留意事項

- ① 表題は「山陽小野田市電子入札システム導入及び運用管理業務に係る企画提案書」とする。
- ② 見積書には電子入札導入業務1、2及び電子入札システム運用管理業務それぞれの内訳を記入すること。
- ③ 見積額は消費税及び地方消費税を含むこと。
- ④ 原則としてA4版で作成することとし、A3版の挿入も可とする。A3版を挿入する場合は、片袖折りでA4版サイズに折り込むこと。
- ⑤ 提出書類一式を上記(4)①～③の順番に並べてファイルに綴じること。
- ⑥ 書類の記載事項は、市職員が補足説明を要せず理解できるよう明確かつ具体的に記述すること。

(8) その他

プロポーザル参加申込書を提出しても、提出期限までに企画提案書の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

## 8. プレゼンテーション

(1) 実施日時及び場所

令和6年6月7日(金)予定

※時間及び場所については、別途通知する。

(2) 実施時間

70分以内(提案説明(デモンストレーション含む)50分以内、ヒアリング20分以内)

(3) 出席者

5名以内(出席者は最小限とする)

(4) その他

- ① プレゼンテーションの順番は、企画提案書提出の受付順とする。
- ② 企画提案書に基づいた内容とし、追加での提案説明や資料配布は認めない。
- ③ プレゼンテーション会場には、スクリーン及びプロジェクター(HDMI ケーブル)のみ本市が準備する。
- ④ Web 会議形式での実施も可能とするが、会場で対応する者を少なくとも1名配置すること。Web 会議形式で実施することにより別途必要となる機材は、参加者が準備すること。

## 9. 優先交渉権者の選定

(1) 選定方法

企画提案書、見積金額、プレゼンテーション及びヒアリングにより提案内容を、「山陽小野田市電子入札システム導入及び運営管理業務」提案書評価基準に基づき、審査委員が評価し、評価点数の合計が最も高い提案者を優先交渉権者として選定する。

最も高い点数の提案者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な提案者を優先交渉権者として選定し、金額も同額の場合は選定委員の多数決により選定する。

(2) 選定結果の通知・公表

選定結果は、優先交渉権者選定後、プレゼンテーションを行った全提案者へ通知するとともに、優先交渉権者名及び全提案者の総得点を市ホームページに公表する。

なお、選定結果の内容に対する問い合わせ等には一切応じない。

(3) その他

次のいずれかに該当した場合は失格とする。

- ① 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ② 本実施要領に示した提出に関する条件に適合しない場合
- ③ 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- ④ その他選定結果に影響を与えるような不正行為を行った場合

## 10. 契約手続

- (1) 9で選定した優先交渉権者と契約交渉を行い、交渉が成立した場合は、契約を締結する。
- (2) 仕様書及び提案を受けた内容等については、本市と優先交渉権者との協議により、本業務目的達成のために修正すべき事項があると本市が判断した場合は、項目の追加、変更または削除、見積金額等の変更等を行うことがある。
- (3) 優先交渉権者が応募資格を満たさないことが判明した場合、失格事項に該当した場合又はその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、選定結果の次点の者と契約交渉を行う。

#### 11. その他留意事項

- (1) 提案者1社につき1提案とし、提出期限以後の書類の提出、差替え、記載内容の修正、変更及び追加は認めない。また提出書類は返却しない。
- (2) 提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。また、やむを得ない理由等により本プロポーザルを中止した場合、本プロポーザルに要した経費を本市に請求することはできない。
- (3) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合、山陽小野田市情報公開条例に基づき提出書類を公開する場合がある。
- (4) 提案者が1者の場合でも本プロポーザルを実施する。
- (5) 本要領に定めのない事項については、協議の上決定する。

#### 12. 問合せ先

〒756-8601 山口県山陽小野田市日の出一丁目1番1号  
山陽小野田市監理室  
TEL:0836-82-1180  
FAX:0836-83-2604  
E-mail:kanri@city.sanyo-onoda.lg.jp